

6. 役員選考規程

2013年4月1日
規 第 6 号

(目 的)

第1条 一般社団法人日本バトン協会(以下、「協会」という)の役員選考に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(役員の設定)

第2条 役員の定数は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 理事は、定款に基づき3名以上15名以内(但し、理事長、副理事長を含む)とし、監事は、3名以内とする。
- (2) 理事長1名、副理事長3名以内は、理事会に於いて選定する。
- (3) 前各号の規程に関わらず、学識経験者の数は、理事総数の2分の1を超えてはならない。

(役員の前案作成)

第3条 次期理事及び監事候補者(以下、「候補者」という)の役員候補者案について次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 理事会において、役員選考委員を選任する。役員選考委員会が役員候補者案を作成し、総会に提案する。役員選考委員は理事と理事以外の有識者数名で構成し、役員候補者案は役員選考委員全員の合意のもと提案する。
- (2) 支部及び都道府県からの候補者の提案があった場合は、役員候補者案に含め総会に提案する。提出方法は支部及び都道府県組織規程に基づき、総会の報告として、協会の総会の開催の2週間前までに提出する。
- (3) 候補者の選考基準として以下の定めとする。

定款第4条に基づく目的を理解し、この協会の為に貢献し、以下の内容に該当する者を役員候補者として提案する。

- | | | |
|---------------|---|--|
| 専門知識・経験と戦略的思考 | : | 該当分野に関する豊富な知識と経験を持ち、長期的な視野で戦略を立案できる者。 |
| リーダーシップと倫理観 | : | 団体を導くためのリーダーシップ能力と高い倫理観を持ち、法令遵守の姿勢を持つ者。 |
| コミュニケーションと協調性 | : | 効果的なコミュニケーションを取り、他の役員や社員と協力してチームワークを重視する者。 |
| 財務管理と問題解決能力 | : | 予算管理や財務諸表の理解を持ち、複雑な問題に対処し解決策を見出す者。 |

(定時総会への提案)

第4条 役員の候補者は、任期の満了する年度の定時総会において提案する。

(役員候補者の資格)

第5条 役員の候補者は、その年度の4月1日現在、この協会の正会員でなければならない。但し、学識経験者たる候補者は、この限りではない。

(役員の前任期間および再任の制限、ならびに就任時の年齢)

第6条 役員の前任時の年齢は、70歳未満とする。

- 2 役員の前任期間は、原則として一期2年とし、通算5期(10年)を超えて再任することはできない。ただし、以下の各号に定める者については、当該期間を超えて再任

することを妨げない。

(1) 理事長および副理事長

組織運営の継続性、安定性、および特定の事業遂行への貢献を特に考慮し、当協会の理事会および代議員の承認を得た場合に限り、同条において定める年齢および期間を超えて在任することができる。

(2) 関連業務に携わる役員

関連業務に携わる役員や、他の団体において役職(今後予定されている場合も含む)を務めており、その知識、経験、ネットワークが当協会の活動推進に不可欠であると理事会および代議員が認めた場合に限り、上記期間を超えて在任することができる。

3 前項ただし書きの適用を受ける場合であっても、当該役員の再任の必要性については、役員選考委員会が客観的に評価し、その理由を付して理事会および代議員へ報告するものとする。

4 前項の評価および承認においては、組織の新陳代謝と多様性の確保というガバナンスコードの基本原則を尊重しつつ、特定の役員の継続的な在任が当協会の発展に不可欠であると判断される場合に限るものとする。

(役員の多様性に関する目標)

第7条 理事の選考にあたっては、組織運営の健全性及び意思決定の質の向上を図るため、多様性の確保に最大限配慮するために、以下の目標割合を設けるものとする。

(1) 外部理事の目標割合：25%以上

(2) 女性理事の目標割合：40%以上

(3) 男性理事の目標割合：40%以上

(役員の補充)

第8条 役員の補充については以下のとおりとする。

(1) 理事が3名未満になった場合は、翌年の定時総会で選任する。

(2) 理事が15名未満の場合は、必要に応じて翌年の定時総会で選任することができる。

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(附 則)

この規程は、2013年4月1日より施行する。

この規程は、2016年12月12日から変更し、同日より施行する。

この規程は、2018年6月3日から変更し、同日より施行する。

この規程は、2019年2月23日から変更し、同日より施行する。

この規程は、2024年12月25日から変更し、同日より施行する。

この規程は、2025年2月10日から変更し、同日より施行する。

この規程は、2025年11月6日から変更し、同日より施行する。